

＜公費負担妊婦一般健康診査の時期と内容＞

令和6年度受診分

| 種類 | 回数 | 標準的な 受診時期の目安 | 公費負担する検査項目 | 公費負担額 (円) | |
|----------------|----------------|--|--|---------------------|---------------|
| A 券 (5回) | 第1回 | 妊娠8週～ 〔母子健康手帳交付後、初回の健診時に使用してください〕 | 基本項目 問診及び相談 体重・血圧測定 尿化学検査 | ※以下同様 23,490 | |
| | | | 血液検査 血液型、グルコース（血糖値） 貧血検査、梅毒血清反応検査 B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査 HTLV-1抗体検査 HIV抗体検査、風疹ウイルス抗体検査 | | |
| | | | 子宮頸がん検診：ベセスダシステム | | |
| | | | 超音波検査 | | |
| | 第2回 | 妊娠18～ 22週 | 基本項目 ※ 超音波検査 | 6,290 | |
| | 第3回 | 妊娠22～ 27週 | 基本項目 ※ 血液検査 グルコース（血糖値）、貧血検査 | 4,890 | |
| | 第4回 | 妊娠27～ 33週 | 基本項目 ※ 性器クラミジア検査 超音波検査 | 10,120 | |
| | 第5回 | 妊娠33週～ 38週 | 基本項目 ※ 血液検査 貧血検査 GBS 膺分泌検査 超音波検査 | 11,420 | |
| | B 券 (9回) | 受診時期・検査項目については、健診機関が必要と認めるもの。 | | | (上限) 5,000 |

●A券（第1～5回）の受診票は、公費負担回数・健診の内容が回数によって定められています。それぞれ定められた妊娠週数の間にご使用ください。

A券の第1回については、妊娠週数に関係なく母子健康手帳交付後の初回健診時に必ず受けてください。

B券（9回）の受診票は、かかりつけの主治医と相談してご使用ください。

●医療機関によっては公費負担以外の項目も検査する場合がありますので、その検査については自己負担になります。

●この受診票で治療はできません。

●上記の公費負担額は令和6年度受診分となりますので、令和7年4月1日以降の受診分は、上記の金額が変更する場合があります。